

一般に身の回りで起こる

で話し合いをしたい。

揉め事やトラブルを解決する方法の代表的な手続きは裁判ですが、平成19年4月から「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR法)が施行され、当事者と利害関係のない公正中立な第三者(法務大臣認証の民間事業者)が当事者双方の言い分を聞いて柔軟な紛争解決手続を行っています。訴訟手続きによらず民事上の紛争解決をしようとする当事者のため公正な第三者が関与して、その解決を図るものです。

①知人に金銭を貸したが返済をしてくれず分割でもいいから早く支払ってくれるように話し合いをしたい。

②会社が給与を支払ってくれないのなんとか裁判外

③あるメーカーに製品について調査と無償修理をしてもらいたい等々、裁判までするつもりはないが当事者のみで話し合う事はむずかしいので第三者に立ち会ってもらい和解をしたい場合に有用です。ADR民間事業者は法務省HPで公開していますので各専門分野の事業者を利用してみてはいかがでしょう。

過払い金の返還請求なら

債務整理 離婚 相続 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050  
tajima\_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)  
<http://www.sandachuo.com>